

2015年10月15日

環境大臣

丸川 珠代殿

沖縄・辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂の
西日本各地からの採取・購入計画に関する要請書

辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 大津幸男(自然と文化を守る奄美会議、鹿児島県奄美市)

阿部悦子(環瀬戸内海会議、愛媛県松山市)

連絡先 700-0973

岡山市北区下中野 318-114 松本方

参加団体 奄美市住用町市環境対策委員会(栄清安 森紘道)

海の生き物を守る会(向井宏)

沖縄・新基地をつくらせない広島県実行委員会(菊間みどり)

環瀬戸内海会議(阿部悦子 石井亨)

五島列島・自然と文化の会(歌野敬)

自然と文化を守る奄美会議(代表 大津幸夫 藺博明)

小豆島環境と健康を考える会(富田忠孝)

手広海岸を守る会(代表 碓山勇夫生)

辺野古埋立て土砂搬出反対北九州連絡協議会

(安藤昭雄 松永英樹 南川健一 三輪幸子 森下宏人)

故郷の土で辺野古に基地をつくらせない香川県連絡会(市村康 五宝光基)

辺野古埋立て土砂搬出反対熊本県連絡協議会

(板井優 福島将美 海秀道 神谷杖治)

播磨灘を守る会(青木敬介)

門司の環境を考える会(森下宏人)

(五十音順 カッコ内は代表、または共同代表)

私たちは、西日本各地で辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂として、既存採石場を経営する採石業者から購入・調達するとされる計画の中止を求めて活動する団体・個人が連携・協力するために、2015年5月31日、採取候補地の一つである奄美に集い設立した団体である。現在までに、鹿児島県、熊本県、長崎県、福岡県、山口県、香川県などの市民団体が参加している。

この間、各地で採石に伴う山、川、海の環境汚染の実態調査を行うとともに、採取計画の撤回を求める署名活動(添付資料)を進め、9月末現在、約5万筆が寄せられ、このほど内閣総理大臣に提出する運びとなっています。

私たちは、以下の理由により辺野古埋め立て用土砂採取計画に対し、環境基本法や生物多様性基本法を所掌し、日本に定着させる責務を負っている環境省として、毅然とした姿勢で臨むよう強く求めるも

のであります。

1 大量の土砂採取は、持ち出される側にとって地域の山・川・海など環境や景観の破壊は避けられません。しかも既存採石場は、その大半が自然公園法に基づく国立公園に隣接している、あるいは世界遺産条約の自然遺産登録を準備している地域であり、本来守られるべき自然環境や景観を毀損するものであります。

しかも、搬出時の採石の海水による洗浄、あるいは降雨による細粒の海への流出・海底への堆積は、周辺海域の環境を大きく損なっています。

2 大量の土砂搬入は、辺野古と大浦湾の海を回復不可能なまでに破壊することであり、それに加担するべきではありません。

3 辺野古・大浦湾は、戦後人為的に改変されてきた沖縄の海岸（その人工海岸化は全国でも群を抜くと言われる）にあって、原状が維持され、環境省においても絶滅危惧種 I A 類（CR）にリストアップされるジュゴンの棲息も確認され（北限のジュゴン）、その生物多様性が国際的にも認められているかけがえのない希少な海域です。その海を埋め立ててしまうことは、ジュゴンの生息域を奪ってしまうだけでなく、本来推進すべき立場にある政府、とりわけ環境省が、「生物多様性国家戦略」（2012年閣議決定）や「海洋生物多様性保全戦略」（2011年環境省）に逆行する行為を行うことになり、絶対に認めるわけにはいきません。

4. さらに、同海域は、2010年名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）で決まった海洋保護区選定に向けての重要海域候補の一つであり、防衛・安全保障政策のために、国際的な誓約を無視する行為を政府自らが行うべきではありません。環境省は、一刻も早く、辺野古・大浦湾を含めた海洋保護区選定に向けての重要海域を決定し、公表すべきであります。

5 温帯域の大量の土砂を亜熱帯域の海に搬入することは、外来種の移動・侵入を伴う恐れがあり、ひいては沖縄地方全体の生態系をかく乱する可能性があります。これは、生物多様性国家戦略において定義される生物多様性の4つの危機の第3項目「外来種など人間により持ち込まれたものによる危機」に該当します。この怖れに対応するために、厳格な環境影響評価が必要なはずであるが、現時点で、環境影響評価がどのような枠組みで実行されるのか、全く明らかにされていません。

私たちに、沖縄県民の声を無視し辺野古新基地建設をしゃにむに進めようとする防衛省沖縄防衛局の姿勢は、むしろ環境影響評価を逃れようとしているとしか見えません。そして環境省も、防衛省の姿勢に目を閉ざしているとしか見えません。

6 辺野古新基地建設は、単なる普天間基地の代替施設ではなく、岩国基地に見られるような大型港湾を有する軍事空港として海空両用の最先端の基地機能を有する軍事基地へと増強するものであり、沖縄の負担軽減という建前からはあってはならない計画です。翁長沖縄県知事を先頭に圧倒的な沖縄県民の声を無視して、強引に進めることがあってはなりません。

7 土砂を提供する側に位置づけられる私たちは、＜一粒たりとも故郷の土を戦争に使わせない！＞との強い思いを共有しています。

その上で、以下、具体的な項目につき要望します。

- 1) 2010年、名古屋での生物多様性条約締約国会議（COP10）で確認され、2020年までに海洋保護区を海域の10%にするために、重要海域の選定が進められてきていますが、辺野古及び大浦湾は、沖縄県におけるもっとも重要な候補の一つと目されていると聞きます。その事実関係を明らかにしてください。また、そもそも重要海域は、2014年度に決定するとの予定でしたが、未だに公表されない理由は何か説明してください。
- 2) 辺野古の海を埋めることが、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略に照らしての矛盾につき、環境省としてどうとらえ、それにどう臨もうとしているのか明らかにしてください。
- 3) 辺野古の埋め立て予定地では、生物調査をするたびに、新種が発見されることが相次いでいますが、これらの事実は、防衛省の環境影響評価書には含まれておらず、調査をやり直すべきであると考えますが、この点に対する環境省としての見解は？
- 4) 仮に西日本各地から、岩ズリをもちだすことになった場合、採取に伴う環境影響、及び持ち出す岩ズリの生物調査などを行うのは、現在の制度からいえば、事業者である防衛省であると考えますが、この点につきどう認識されていますか。
- 5) 採石地の周辺では、奄美に典型的に見られるように採石に伴い発生する土砂や微粒子が付近の海に流入し、海がにごり、土砂が海底に堆積し、海洋生態系を大きく改変する状態が放置されています。この現状について、環境省としてどのように認識し、その対策はどうあるべきであると考えていますか。
- 6) 「採石業の発達を図ること」を目的として1950年に制定された採石法は、1970年代以降、整備されてきた環境保全のための条項が皆無で、環境汚染問題が全く考慮されていません。上記5)のような現状を打開するためにも、環境基本法、生物多様性基本法等の観点から採石法を根本的に見直すべきと考えますが、そのような意思と準備はおありでしょうか。

上記につき、文書での回答を求めます。

以上

添付資料；奄美や瀬戸内海など西日本各地の自然を破壊し、辺野古のサンゴ礁の海を破壊する埋立ての即時中止を！ **西日本各地からの辺野古埋立て用の土砂採取計画の撤回を求める署名**